

岩倉市

ユニバーサルデザイン振興指針

それは思いやりのかたち。
それは当たり前前向きもち。
そしてまちの誇り…。



お互いを思いやり、すべての人が安全で安心して
暮らせる、心豊かなまち いわくらをめざして

岩 倉 市

ユニバーサルデザインのまちづくりを目指して

岩倉市では、本格的な高齢社会に対応するため平成7年度に「岩倉市人にやさしい街づくり計画」を策定し、バリアフリーの考え方をもとに公共施設や公園、道路などの改善に取り組んでまいりました。しかし、全国的にさらに高齢化などが進み、こうした考え方をさらに進めていくことが必要となってきました。

このため、すべての人にやさしいまちづくりを推進するために、市民・事業者・行政が共通の認識を持ち、お互いを理解し、連携を図りながら取り組みを進めるためのよりどころとして『岩倉市ユニバーサルデザイン振興指針』を作成しました。

今後は、この指針の基本理念である『お互いを思いやり、すべての人が安全で安心して暮らせる心豊かなまち いわくら』に基づき、ハード面もさることながら、ソフトの分野、特に市民の皆様のご協力をいただきながら、お互いを思いやる心を大切にし、気持ちよく日常生活が送れるよう心温まるユニバーサルデザインのまちづくりを振興していこうと考えております。

本指針の策定にあたっては、平成15年度に公募による市民の皆様と職員で「岩倉市ユニバーサルデザイン推進検討委員会」を設け、先進地視察やシンポジウム等を実施しながら議論を重ねていただきました。

また、この指針を推進することにより、市民や事業者の皆様と協働でまちづくりを推し進めながら、第3次岩倉市総合計画の基本理念である『豊かな心と協働による成熟した市民社会』を実現していきたいと考えます。

岩倉市ユニバーサルデザイン推進検討委員会の皆様をはじめ、関係の皆様のご尽力に深く感謝申し上げますとともに、ユニバーサルデザインのまちづくりに向けて、皆様の積極的なご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2004年（平成16年）4月

岩倉市長 石黒靖明

目 次

第 1 章	はじめに	
1 - 1	ユニバーサルデザインとは.....	1
1 - 2	バリアフリーとユニバーサルデザイン	5
1 - 3	思いやりのデザイン	7
第 2 章	振興指針の策定にあたって	
2 - 1	振興指針策定の背景・趣旨	8
2 - 2	振興指針の概念図	9
第 3 章	岩倉市がめざすユニバーサルデザイン	
3 - 1	ユニバーサルデザインのまちづくり理念	10
3 - 2	分野別の「現状と課題」及び「目標と基本姿勢」	11
第 4 章	具体的な取り組みと求められる役割	
4 - 1	人々の意識	15
4 - 2	まちづくり	17
4 - 3	もの・製品	19
4 - 4	情 報	21
第 5 章	今後の進め方	
5 - 1	岩倉市ユニバーサルデザイン振興指針の推進	23
5 - 2	岩倉市ユニバーサルデザイン振興指針の見直し	25

第1章 はじめに

1 - 1 ユニバーサルデザインとは

すべての人が人間として尊重され、健やかに安心して生活を送ることは、誰もが望んでいることです。

ユニバーサルデザインは、「はじめから、すべての人の多様なニーズを考慮し、年齢、性別、身体的能力、言語などの違いにかかわらず、すべての人にとって安全・安心で利用しやすいように、建物、製品、サービスなどを計画、設計する」考え方のことで、さまざまな人々が持つ、それぞれの特性や違いを超えて、可能な限り使いやすいようにまちづくりやものづくりなどに配慮していこうとするものです。

語源は...

ユニバーサル (universal): 普遍的な・すべての人の・全世界の

デザイン (design): 計画・構想・設計

ユニバーサルデザインは、1970年代にアメリカの建築家であり、工業デザイナーでもあり、ノースカロライナ州立大学ユニバーサルデザインセンター所長であった故ロン・メイス氏が提唱したものです。

その後、1990年代にユニバーサルデザインの考え方を理解しやすくするために7つの原則が定義されました。

【ユニバーサルデザインの7原則】

誰かが不利にならないこと...**公平に**
利用する人の能力によって使えたり、使えなかったりしないようにすること。

- a. 誰もが同じ方法で使えること。別の方法が必要な場合も、公平であること。
- b. 利用者が差別や屈辱感を感じないで利用できること。
- c. 誰もがプライバシーを守られ、安心して、しかも安全に利用できること。
- d. 利用者が使いたくなるようなデザインであること。



階段だけでなく、エレベーターも併設されている

使ううえで自由度が高いこと...**柔軟に**
利用する人の様々な状況に適応できること。

- a. 使い方が選べること。
- b. 右利きであっても、左利きであっても使えること。
- c. 正しい操作がしやすいこと。
- d. 使う人のペースに合わせられること。



赤ちゃんを連れた人だけでなく車いすでも使いやすいファミリートイレ*

単純で誰もがすぐ使えること...**シンプルに**
不必要な複雑さがなく、使い方がわかりやすいこと。

- a. 使い方をできるだけ単純にする。
- b. 使い方がわかりやすいこと。
- c. 用語や表現がわかりやすいこと。
- d. 最も重要な情報から並べること。
- e. ガイダンスや操作の確認がわかりやすいこと。



大きく見やすい表示やボタンで、使う機能がわかりやすいリモコン

必要な情報がすぐ理解できること...**わかりやすく**
画像、音声、手触り、振動など異なった手法によって必要な情報がわかりやすく、簡単に得られるものであること。

- a. 大切な情報を、絵や文字、手触りなどさまざまな方法で十分に伝えること。
- b. 大切な情報を（文字を目立たせるなどして）強調すること。
- c. 大切な情報はできるだけわかりやすくすること。
- d. **視覚障害***や**聴覚障害***がある人にも、使い慣れた方法で情報がわかるようにすること。



わかりやすい案内表示や配置図の入った案内板

うっかり失敗しても危険でないこと...安全に

うっかりミスや思わぬ行動をしてしまった場合でも、重大な危険をもたらさないこと。

- a. 危険や失敗をできる限り防ぐようにすること。
よく使われるものは触りやすくし、危険なものは取り除いたり、遠ざけたり、覆うこと。
- b. 危険なときや、失敗をしたときはいち早く利用者に気づかせること。
- c. 使い方を間違えても、危険でないようにすること。
- d. 操作をうっかり間違えてしまうことのないように配慮すること。



火にかけたままその場を離れてしまっても、高温になりすぎると自動的に火が止まるガスコンロ

ムリな姿勢や強い力なしで使えること...楽に

利用するにあたって、身体に対する負担が最小限であること。

- a. 楽な姿勢で使えるようにすること。
- b. 力を入れなくても使えるようにすること。
- c. 同じ動作を何回も繰り返す必要がないこと。
- d. 体にかかる無理な負担が、短くて済むこと。



コインが投入しやすく、商品の取り出し口が高いため腰をかがめずに利用でき、選択するボタンが低いところにも付いている自動販売機

利用しやすい大きさや広さであること...広々と

使う人の体格や姿勢、移動能力と関わりなく、近づいたり、手が届いたり、利用したりでき、そのための十分なサイズと空間が確保されていること。

- a. 立っていても座っていても、大切なものは見えるようにすること。
- b. 立っていても座っていても、すべてのものに楽に手が届くようにすること。
- c. 手の大きさや握り方に関わらず、使用できるようにすること。
- d. 補助具を置いたり、介助に必要なスペースが十分にあること。



ゆったりとしたスペースが確保されている自動改札口

この7原則は、主にもものや環境・建物などに配慮されたデザインに注目して考え、定義されたものですが、この考え方はこのようなハード面だけでなくソフト的な事業にも応用し適用することができる原則です。ユニバーサルデザインを振興するうえで、岩倉市においては、ものや環境だけではなく人々を思いやる気持ちを大切にする「心のユニバーサルデザイン」に注目し、すべての人にやさしいユニバーサルデザインによるまちづくりの実現を目指します。

また、ユニバーサルデザインというとは何か特別なことのように感じますが、「誰もが安全で利用しやすい」といった視点を基本に捉えて、いろいろなところにこの考えを取り入れていこうということです。高齢者や障害者など特定の人々を意識した特別の対応を考えるのではなく、誰もが同じ場所や同じ状況のもとで生活し活動するということを意識することにより、多様な人々を思いやりながらまちづくりを進めていこうとするものです。



Version 2.0 4/1/97

Copyright 1997 NC State University, The Center for Universal Design

この原則は、以下のユニバーサルデザイン提唱者により編集されました (アルファベット順):

Bettye Rose Connell, Mike Jones, Ron Mace, Jim Mueller, Abir Mullick, Elaine Ostroff, Jon Sanford, Ed Steinfeld, Molly Story, and

Gregg Vanderheiden

7原則については英語の原文を岩倉市国際交流協会の協力を得て和訳したものです。

なお、7原則の英語原文は下記の Web にあります。

http://www.design.ncsu.edu/cud//univ_design/principles/udprinciples.htm

1 - 2 バリアフリーとユニバーサルデザイン

バリアフリーには、近年の日本において急速に進む高齡社会* に対応したまちづくりの必要性に迫られた背景があります。

本格的な高齡社会に対応するためには、高齡者の自立とともに、住み慣れたまちで健康で文化的に生き生きと、しかも安心して豊かな生活をおくることができる社会環境の整備が課題となります。このことから、高齡者や障害者が自らの意志に基づき自由に行動し社会参加していくといった観点で現実のまちを見ると、普通の生活を営む中にあるさまざまな障壁（バリア）の存在が明らかになってきました。

障壁には、
建物や交通機関などの物理的な障壁
各種資格制限、就職・任用試験等の制度的障壁
点字*、手話*サービスの欠如など文化・情報面の障壁
意識上の障壁

があります。特に高度経済成長時代に健常者の視点で作られた建物や道路、公園などにはさまざまな物理的なバリアがあり、バリアフリーとは、こうした障壁を無くし、高齡者や障害者が自立的に社会参加できる環境を整えようとする考えで使われています。

ユニバーサルデザインは、バリアフリーのように高齡者や障害者だけを対象とするのではなく、重い荷物を持った人、妊婦、ベビーカーを押している人などの一時的に利用が困難な状況にある人も含め、みんなにとって利用しやすいものを考えようというところからスタートしています。

これは、バリアフリーの考えを発展させたもので、一般的にバリアフリーの上位概念と理解されています。確かにバリアフリーは特定の人のためのものであり、ユニバーサルデザインはみんなのためにということですから、バリアフリーもユニバーサルデザインに含まれるものだといえるかもしれません。

例えば、建物の入り口に設けられた段差は、高齡者や車いすの使用者にとっては障壁になっています。

この障壁を除き、利用しやすくするために、段差の横にスロープを作るとするのが、もともとのバリアフリーの考え方です。



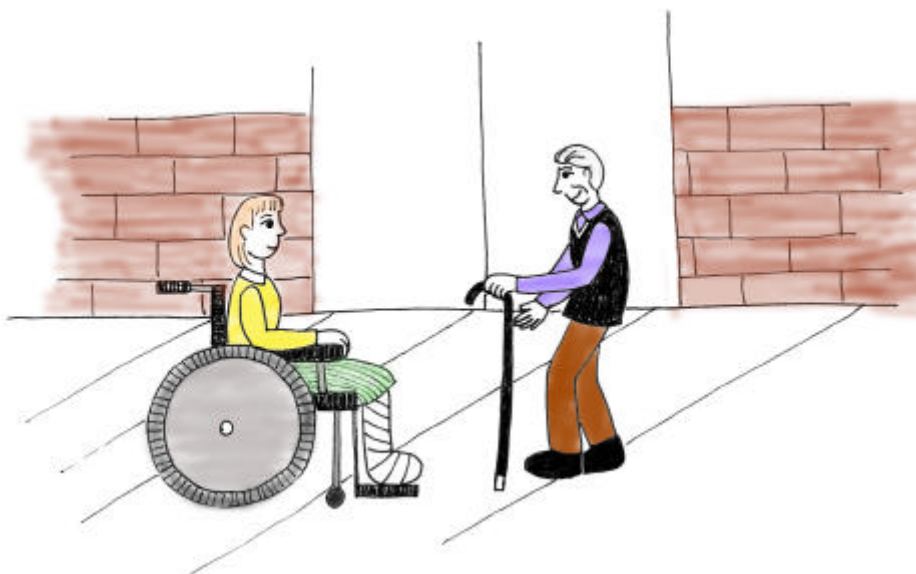
ユニバーサルデザインによるまちづくりは、はじめから誰もが支障を感じることなく、安全で安心して生活できるまちづくりを進めるものですが、バリアフリーの考え方を否定するものではありません。

今、取り組むべきことは、日頃不自由を感じている人の不自由さを取り除くことであり、それがバリアフリーであっても、ユニバーサルデザインであっても、めざす方向は同じです。

既存の施設や道路などを改修し、すべてをユニバーサルデザイン化するには多額の経費と時間が必要になります。これから新たにつくる施設については、ユニバーサルデザインの考え方で、はじめからバリアを作らないように配慮し、すでにある施設については、バリアフリーの考え方によって、物理的なバリアを取り除いていく、また、すぐに改修することのできない施設やハード面では補うことができない部分では、「心のユニバーサルデザイン」で補完するなどそれぞれの状況に応じて対応することが大切であると考えます。

- 「バリアフリー」
- ・ 特定の人が社会生活をおくるうえで、障壁（バリア）となるものを取り除くこと
 - ・ 障害者への特別対応、局所的対応
 - ・ 特殊品

- 「ユニバーサルデザイン」
- ・ すべての人の共用化をめざす
 - ・ 良いデザインですべての人が違和感なく使える
 - ・ 一般品、共用品



1 - 3 思いやりのデザイン

ユニバーサルデザインが相手の立場にたち、利用する人を思いやってデザインされたものであるのなら、それは「思いやりのデザイン」とも呼ぶことができます。使いやすさだけでなく、近隣・地域を思いやり、先人達を思いやり、未来の人々を思いやり、自然を思いやるなど、いろいろなものを思いやりで繋げることによって生まれるさまざまな「思いやりのデザイン」が、まちづくりの基本となる「みんなの暮らし、みんなの幸せ」につながり、理想的なまちをつくりあげていくことができるものと考えます。

例えば、歩道の放置自転車は一般の歩行者の迷惑になるだけでなく、目の不自由な人や車いすの人、シルバーカーやベビーカーを押している人などにとっては安全の妨げになります。自転車を放置しないことは当たり前のことですが、「すぐに戻るから…」ということで歩道にとめたことはありませんか？



このように、社会には、自分には便利でも他の人に迷惑をかけていることが数多くあります。

また、段差のあるところで困っている車いすの人に手を貸してあげるといった行為は、頭ではわかっている、なかなかできないことですが、みんながお互いを思いやる心を持ち、助け合うことは今すぐにでも行うことができます。困っている人に対し、勇気をもってやさしい気持ちで声をかけるという思いやりのデザイン、つまり「心のユニバーサルデザイン」によって、ハード面での使いづらさを補うことができる場合もあります。

人間が本来持っている心の温かさを取り戻すことにより、思いやりのデザインが広く市民に浸透し、やさしさがつながっていくように、一人ひとりが思いやりの一歩を踏み出すことが、ユニバーサルデザインによるまちづくりには欠かせません。

さらに、次世代を担う子どもたちが、多様な人を思いやる気持ちの持てるような教育をしていくことが、未来のいわくらを支える重要なポイントとなります。

第2章 振興指針の策定にあたって

2 - 1 振興指針策定の背景・趣旨

本市では、平成5年度に「21世紀への提言」、平成6年度に「岩倉市老人保健福祉計画」、さらに、これらの提言を踏まえ、平成7年度には「みんなにやさしいまち いわくら」をスローガンとした「人にやさしい街づくり計画」を策定してきました。

この計画では、*ノーマライゼーション*^{*}の都市環境整備事業と位置づけ、高齢者や障害者などハンディキャップを持つ人を含めたすべての人が社会の一員として同等・平等であり、そのあるがままの姿で他の人と同等の権利を享受できるまちづくりを目指しています。

しかし、こういったノーマライゼーションを具体的に推進するための考え方として、バリアフリーを一步進めた、ユニバーサルデザインが求められるようになってきています。また、複雑・多様化する住民の要請に十分に応えるためにも、広い意味でのユニバーサルデザインが必要になっています。

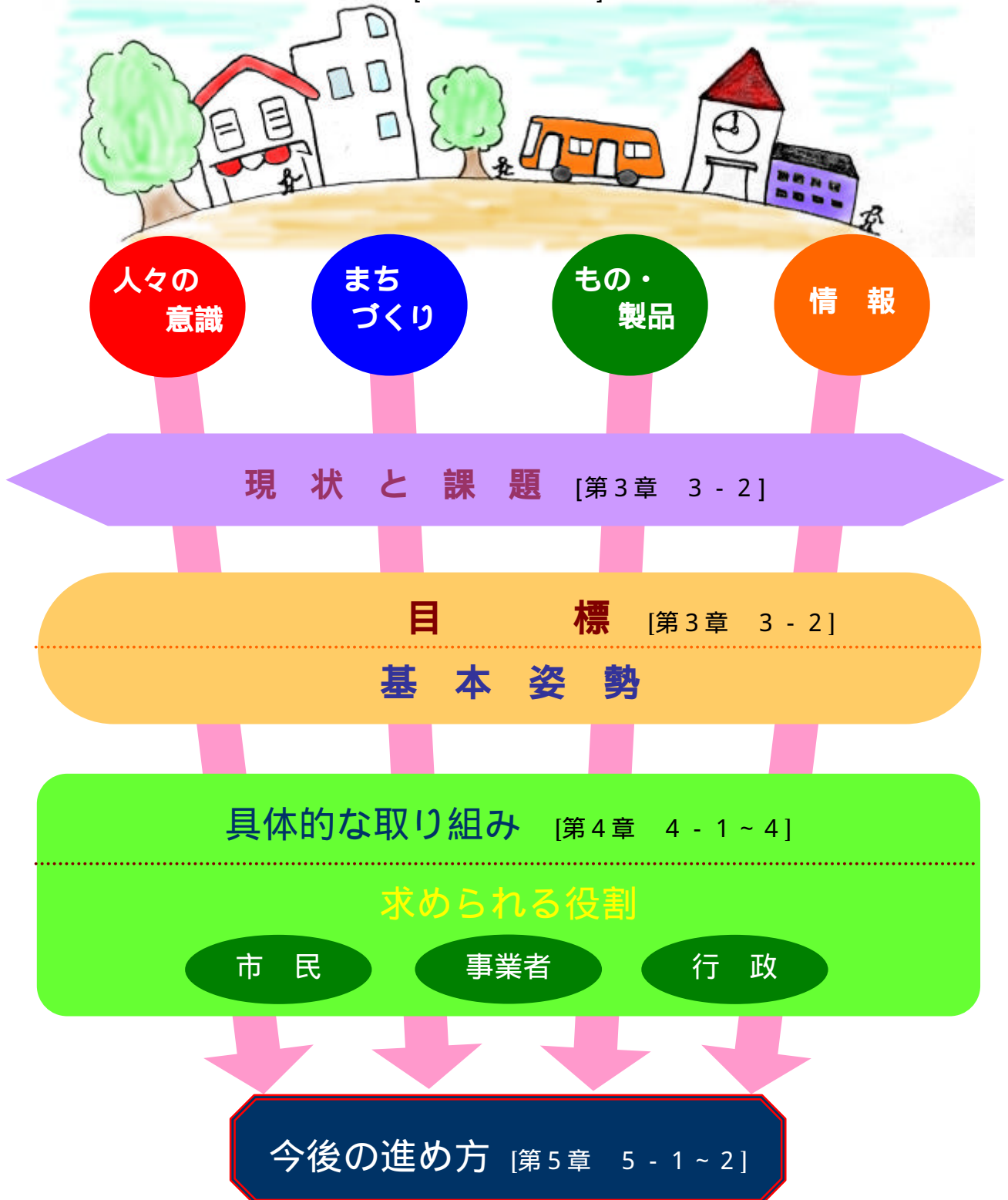
ユニバーサルデザインは、行政サービスはもとより、まちづくり全般にわたって広く関わる根本的な考え方です。この考え方に基づき、さまざまな視点から今後の振興方策について検討し、その精神を本市のまちづくりやさまざまな社会活動に取り入れていくことを目的とし、「岩倉市ユニバーサルデザイン推進検討委員会」を設置しました。そして、この委員会において障害者、高齢者、学生、ボランティア、外国人など、できる限り多様な市民の協力、学識者の助言を得ながら、行政の各部署の職員との協働により、この『岩倉市ユニバーサルデザイン振興指針』を策定しました。

この指針は、「人にやさしい街づくり計画」の見直しのためのものではなく、この計画を補完するものであり、ユニバーサルデザインの考え方をハード面だけでなく、さまざまな分野に取り入れ、市民・事業者・行政のそれぞれが行動を起こしていくうえでの拠りどころとしていくためのものです。また、まちづくりにユニバーサルデザインを取り入れ、進むべき方向性や、計画づくりに活かしていくために、その実現に向けた各主体の役割を明らかにするものです。

2 - 2 振興指針の概念図

ユニバーサルデザインのまちづくり理念

[第3章 3 - 1]



第3章 岩倉市がめざすユニバーサルデザイン

ここでは、岩倉市の長期的な展望に立ったユニバーサルデザインによるまちづくり理念を定めました。

また、まちづくり理念を具体的にするために、「人々の意識」、「まちづくり」、「もの・製品」、「情報」という4つの分野に分けて検討し、それぞれの分野ごとの現状と課題を基に目標を以下のとおり定めました。

第3章、第4章では、「ユニバーサルデザイン」を「UD」と記述しています。

3 - 1 ユニバーサルデザインのまちづくり理念

**お互いを思いやり、すべての人が安全で
安心して暮らせる、心豊かなまち いわくら**

お互いの個性を尊重し、助け合う心を大切にします。
自らの意思で自由に活動や社会への参画ができる、
すべての人が暮らしやすい安全で安心なまちを
市民、事業者、行政が一体となって目指します。

3 - 2 分野別の「現状と課題」及び「目標と基本姿勢」

(1) 人々の意識

目 標

すべての人がお互いに尊重し合う、思いやりあふれる
まちづくり

基本姿勢

市民・事業者・行政それぞれがUDの考え方を理解し、すべての人がお互いを尊重しあう意識（心のUD）の向上を目指します。

行政や地域、学校などにおいてUDを取り入れた活動を積極的に行う人材の育成を推進します。

学校教育におけるUDに関する学習機会の導入を推進します。
さらに、家庭・地域・学校において、総合的な取り組みが行える仕組みづくりを推進します。

現状と課題

メディアなどによりUDという言葉を知る機会が増えていますが、UDが何かを理解していない人が多く、人々の意識への浸透という点では十分とはいえません。

行政や地域、学校などにUDを推進していくための人材や組織がまだ十分に育っていません。

すべての人が働きやすい職場環境の整備が十分とはいえません。

市民のモラル欠如から放置自動車や違法駐車、違法駐輪、路上へのはみ出し広告看板などバリアを作っている状況があります。

UDの推進においては、ソフト面の充実が不可欠であり、将来を担う感受性豊かな子どもたちに早い時期からUDの考え方を吸収してもらうことが必要です。

(2) まちづくり

目 標

すべての人が自由に歩き、利用したくなる安全、安心な
まちづくり

基本姿勢

すべての人が安全で安心して利用できるまちづくりを実現するため、**公共施設***や道路、公園などのUD化を推進します。

「すべての人が自由に好きな場所へ」を実現するため、市民（利用者）、関係機関、行政が連携して公共交通システムのUD化を推進します。

各商店や商店街の実情を踏まえながら、利用しやすい商店および商店街づくりを促進します。

現状と課題

市役所の庁舎は概ねUDに配慮されて建設されています。また他の公共施設は、人にやさしい街づくり計画に基づき、バリアフリーの基準を満たす改善を進めてきましたが、駐車場が未整備であったり**多目的トイレ***の出入り口が狭いなど、UDの視点からの配慮が十分とはいえません。

道路は、人にやさしい街づくり計画に基づき、歩道を設置し段差を解消するなど整備を進めてきましたが、歩道を有する道路が少なかったり、歩道の幅が狭かったり、舗装面が凸凹な路線もあります。

地域の住民が**ワークショップ***を行いながら整備した新しい公園は、多くの親子で賑わっていますが、その一方であまり使われなくなった公園もあります。

交通環境について、バスにおいては**ノンステップバス***の導入が図られていますが、さらに多くの車両の低床化を進めることが必要です。鉄道については名鉄岩倉駅、石仏駅、大山寺駅の3つの駅にはエレベーター、エスカレーターがなく、車いすやベビーカー利用者などにとって使いにくい状況にあります。

商店においては入り口に段差があったり、車いすやベビーカーで店内を移動することが困難で、商店街では歩行空間に放置自転車やはみ出し看板などがあり十分な歩行スペースがないところもあります。

(3) もの・製品

すべての人が気持ちよく使える人にやさしい ものづくり

基本姿勢

すべての人が簡単で快適、安全に使えるUD製品について積極的な情報収集・提供及び普及・啓発を推進します。

企業や事業者、商業者などのUD製品への積極的な取り組みを促進します。

行政はUD製品の積極的な利用を促進します。

現状と課題

社会福祉協議会では共用品*を紹介する福祉実践教室を実施していますが、他に共用品を紹介する機会が少ないので、UD製品そのものの認知度はまだまだ低いと思われます。

UD製品に対する基準がないため、UD製品として売られているものの、実際に使ってみると普通のものより使いにくい場合や危険な製品も見られます。

UD製品に対し、どのようなニーズがどれだけあるのか、また市内の企業や事業者、商業者などがどれだけUDに対する意識を持っているかわかりません。郵送されてくる重要な書類について、区分する対策がとられていないものもあるため、重要性が認識できない人もいます。

(4) 情報

目標

すべての人に情報が行き渡り、お互いに情報のやりとりができるまちづくり

基本姿勢

すべての人が行政などから発信される日常生活に関する情報を簡単で正確に入手できるよう、情報伝達方法の整備を推進します。

すべての人が災害や事故などの情報を、迅速で正確に送受信するための仕組みづくりを推進します。

すべての人がわかりやすい道路標識や施設看板などのサイン*の設置を推進します。

インターネットなどのIT*を活用した情報を必要とする人が、誰でも送受信できる環境づくりを推進します。

現状と課題

行政からの情報は市広報やホームページなどを通じて発信されています。また、拡大版広報を一部公共施設に用意したり、ボランティア団体が作成した広報の音訳テープを貸し出していますが、まだ情報を把握できない人もいます。

外国人のために、行政の各課でパンフレットなどが用意されていますが、まだ十分ではありません。

災害情報は聴覚障害者にはメールで配信していますが、その他の災害情報のメール配信を必要としている人には配信されていません。

地理がよくわからない人や初めて岩倉を訪れた人には案内板がわかりにくく、また、その案内板にも英語表記や点字、音声案内があまりありません。

市民団体や行政などでIT講座を実施していますが、障害者などに対応した講座はほとんどありません。

第4章 具体的な取り組みと求められる役割

第3章で掲げた4つの目標を具体的に実現するためには、どのような取り組みが必要なのかを基本姿勢ごとにまとめました。

また、市民、事業者、行政が協働しながら何をしたらいいのか、何をすべきかといったそれぞれの役割を整理しました。

4 - 1 人々の意識

人々の意識の具体的な取り組み

市民・事業者・行政それぞれがUDの考え方を理解し、すべての人がお互いを尊重しあう意識（心のUD）の向上を目指します。

- ・市広報やホームページ、事業者、団体などの広報手段において、UDの考え方や取り組み事例を紹介するなどの情報提供を行う。
- ・講演会やイベントなどの開催にあたり、できる限りUDを取り入れた幅広い普及啓発活動を行う。

行政や地域、学校などにおいてUDを取り入れた活動を積極的に行う人材の育成を推進します。

- ・多方面でUDを推進していくリーダーを育成するため、さまざまな研修や学習機会を提供する。
- ・UDを取り入れた活動を推進するボランティアやNPO*などの組織づくりを行う。

学校教育におけるUDに関する学習機会の導入を推進します。さらに、家庭・地域・学校において、総合的な取り組みが行える仕組みづくりを推進します。

- ・子どもの頃からUDに触れ、継続的に学べるような環境の整備を行う。
- ・UDに関するアイデアコンクールなど、学校教育の枠を越えた、家庭、地域ぐるみで取り組める事業を行う。

求められる役割

▶ 市民

- ・ 市民一人ひとりがUDの考え方を理解し、モラルを高め、お互いを思いやる気持ちや助け合う心を持つ。
- ・ 各種ボランティアやNPO活動に積極的に参加し、UDの推進に努め、行政、事業者に対して意見を伝える。
- ・ 教育現場や福祉関係団体などと連携して、地域ぐるみで子どもたちの豊かな心を育てる。



▶ 事業者

- ・ 従業員に対して研修などを行い、一人ひとりがUDの考え方を理解し、消費者の立場にたったサービスの提供を行う。
- ・ 高齢者や障害者、外国人などの雇用を拡大し、すべての人が働きやすい職場環境の整備を行う。
- ・ 地域社会の構成員として、まちづくりに積極的に参加し、UDの推進に努める。

▶ 行政

- ・ 職員研修などを行い、一人ひとりがUDの考え方を理解し、まちづくりや各種行政サービスの提供などすべての行政分野に取り入れ実践していく。
- ・ 教員、指導者向けマニュアルを作成し、UDに関する学習機会の導入を図る。
- ・ 家庭・地域・学校において、地域ぐるみでUDに関する取り組みが行える環境の整備を行う。

4 - 2 まちづくり

まちづくりの具体的な取り組み

すべての人が安全で安心して利用できるまちづくりを実現するため、公共施設や道路、公園などのUD化を推進します。

- ・歩道と車道の分離など安全で快適な道路整備に向け、市道のみならず国道や県道についても、それぞれの管理者との連携を図る。
- ・公園やスポーツ施設などについては、そこに至る経路及び駐車場などの附帯施設を含め、UD導入のための検討を行う。
- ・既設の**公共的施設***のUD化に向けて施設の点検を行う。

「すべての人が自由に好きな場所へ」を実現するため、市民（利用者）、関係機関、行政が連携して公共交通システムのUD化を推進します。

- ・駅、バス停などについて、住民参加による調査、点検を行い、UD導入の検討を行う。
- ・交通事業者は交通機関のUD化へのさらなる推進に努める。

各商店や商店街の実情を踏まえながら、利用しやすい商店および商店街づくりを促進します。

- ・UDに配慮した商店街の形成に向けて、行政、商店、利用者により実態を把握し、意見交換の場を設け、調査、研究を行う。
- ・現状または改良された良い事例については、他に紹介し、UDマークを付けるなどUD推進のPRを図る。

求められる役割

▶ 市民

- ・ 既設の公共的施設を点検し、改善について提言を行うことなどを通じてUDのまちづくりに積極的に参加する。
- ・ 行政が策定する施設整備などの計画において、策定委員会などに参加し、積極的に議論する。
- ・ 事業者や行政と連携しUDの推進に努める。

▶ 事業者

- ・ 交通事業者については、旅客施設の整備、車両の導入に際して、UDに配慮したものとする。また、公共交通機関の総合的な整備のあり方について研究を行う。
- ・ 建築業者については、建築に際してUDを取り入れる。
- ・ 市民や行政と連携しUDの推進に努める。

▶ 行政

- ・ UDのまちづくりを市民、事業者と協働で推進する。また、**パートナーシップ***によりUDのまちづくりの運動を展開していく仕組みをつくり、公共的施設のUD化に向けての点検などに努める。
- ・ 公共建築物などの設計計画について、民間事業者の手本となるようUDの配慮に努める。
- ・ 公共交通機関に対してUDに配慮した公共交通のあり方について要請を行う。
- ・ 公園などの整備において、公共のものだけでなく民間施設の広場などへUDを導入する際に相談、指導を行う。
- ・ UD化された施設などに対する表彰制度などを設け、PRを図る。

4 - 3 もの・製品

もの・製品の具体的な取り組み

すべての人が簡単で快適、安全に使えるUD製品に関する積極的な情報収集・提供及び普及・啓発を推進します。

- ・ UD製品の調査を実施する。
- ・ 既製品の評価・検討を行う。
- ・ UD製品のコンクール・展示会・インターネットなどによる紹介を行う。
- ・ 市民に対し、UD製品の情報提供を行い、普及・啓発に努める。
- ・ 公共施設の窓口や学校などにおいて、UD製品を置き、体感してもらう。

企業や事業者、商業者などのUD製品への積極的な取り組みを促進します。

- ・ 事業者・商業者の意識調査と意見交換を行い、UD製品への取り組みを働きかける。
- ・ UD製品開発への助成制度の導入とUD製品のコンクールや展示会を実施する。
- ・ 市民のUD製品に対する意向調査を行い活用する。

行政はUD製品の積極的な利用を促進します。

- ・ 行政や関係機関において、UD製品の利用を促す。
- ・ 重要書類に関して、市民が把握しやすいようにUDを導入する。

求められる役割

▶ 市民

- ・市民が主体的に活動するグループにより「製品の利便性や危険度をチェック」し、その結果や新製品などの情報を発信する。
- ・市民の体験や交換した情報を基に企業に意見を伝える。
- ・UD製品が普及するように市民一人ひとりが関心を持つ。

▶ 事業者

- ・企業は積極的にUD製品を開発し、広くPRすることにより販売、普及に努める。
- ・企業はUD製品に関し市民や各種団体との交流など、イベントを企画して市民の関心を高める。
- ・モニター制度などを活用して消費者のニーズを把握し、製品の開発や普及に努める。



▶ 行政

- ・公共施設でUD製品の利用に努める。
- ・優れたUD製品の表彰制度を設けるなどの方法により、側面からの企業支援に努める。

人々の意識の具体的な取り組み

すべての人が行政などから発信される日常生活に関する情報を簡単で正確に入手できるよう、情報伝達方法の整備を推進します。

- ・市広報やホームページだけでなく、公共施設や駅など、住民が多く集まる場所での情報伝達の方法を考える。
- ・提供できる情報の幅を広げると同時に、現在提供されている情報媒体（紙面、画面、音声など）のPRに努める。

すべての人が災害や事故などの情報を、迅速で正確に送受信するための仕組みづくりを推進します。

- ・高齢者など災害弱者に対しては、関係者と連携して情報ネットワークづくりを進める。
- ・広報車による災害時の音声情報は外国語でも行う。

すべての人がわかりやすい道路標識や施設看板などのサインの設置を推進します。

- ・誰もが目的地まで行けるよう、道路標識や案内板のあり方について市民の意見を聞いて検討する。
- ・公共施設などがわかりやすくなるよう表示や案内板に配慮する。

インターネットなどのITを活用した情報を必要とする人が、誰でも送受信できる環境づくりを推進します。

- ・聴覚障害者には手話通訳やノートテイク*、視覚障害者に対しては専用のソフトの使用などに配慮し、誰もがいつでもIT講習を受けられる場をつくる。

求められる役割

▶ 市民

- ・情報の伝達方法やサインなどについて、行政や事業者に対して意見・提言を積極的に行う。
- ・情報伝達に必要な人材を確保するため、専門知識や技術をもつ人を広く募集し、登録をして、災害時などのネットワークづくりに参加する。
- ・近隣の助け合いや地域での情報ネットワークづくりに努める。

▶ 事業者

- ・看板の設置などの際、景観やわかりやすさ（見やすさ）について配慮する。
- ・誰にでも情報が伝わるようなホームページや情報ソフト、機器などの開発に努める。
- ・情報通信などについて、誰もが学ぶことができる場を提供する。

▶ 行政

- ・各部署が連携を深め、広報紙やホームページなどを利用し、すべての人に行政情報が届くように幅を広げる検討をする。
- ・公共施設などの表示や道路標識・案内板のあり方について検討する。
- ・積極的に市民・事業者からの提言などを受け入れる。



第5章 今後の進め方

5 - 1 岩倉市ユニバーサルデザイン振興指針の推進

(1) 市民へのユニバーサルデザインの啓発

本指針の内容をより多くの市民に理解してもらうために、広報、啓発活動を推進していくことが必要です。広報紙、ホームページなどを活用した情報提供を実施することにより、市民に対しユニバーサルデザインの考え方への理解と、取り組みを促進します。

(2) 市民主体のユニバーサルデザインのまちづくり

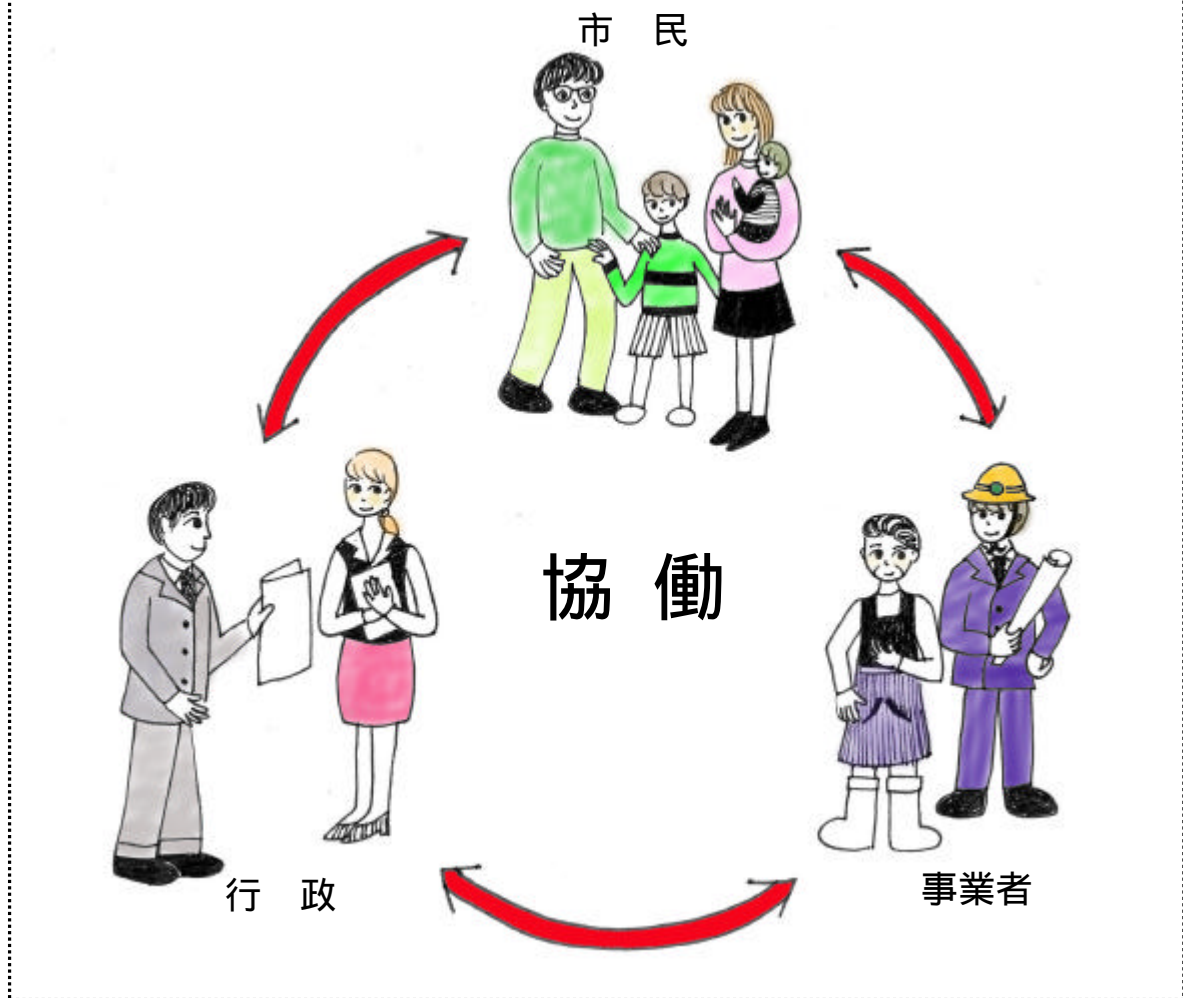
本指針の内容を実現していくうえで、市民が主体となりユニバーサルデザインのまちづくりへの取り組みを推進していくことが重要になります。本指針の作成に関わった市民をはじめ、ユニバーサルデザインに興味や関心を抱いている市民を積極的に掘り起こし、市民の主体的な活動を支援していくことが必要です。

本指針において市民が果たす役割として示した内容を具体的に進めていくうえで、市民主体による新たな活動組織や、すでに活動している組織など多くの団体の協力を得ながらユニバーサルデザインのまちづくりを推進していくことが望まれます。

(3) 市民、事業者、行政の協働によるユニバーサルデザインの推進

本指針においては、ユニバーサルデザインによるまちづくりを進めるための基本的な考え方として、市民、事業者、行政がそれぞれに役割を担い、主体的に活動していくことが求められています。3つの主体が、共通の目標であるまちづくり理念の達成に向けて、お互いの役割を理解しながら、情報や意見の交換をするとともに、実際の活動レベルで連携、協力し、協働によるまちづくりを実践できるような仕組みづくりを推進していく必要があります。

推進するためのしくみ



(4) 学校教育におけるユニバーサルデザインの推進

本指針を推進していくためには、もう一つ忘れてはいけないことがあります。それは、次代を担う子どもたちに、ユニバーサルデザインについての理解を深めてもらうことであり、学校教育においてユニバーサルデザインについての学習が活発に行われるように支援しなければなりません。そのためには、まず教育現場に立つ人たちがユニバーサルデザインについて理解する必要があります。児童・生徒に対しては出前講座の実施、総合的な学習における取り組みの支援などを行う必要があります。

また、幼稚園、保育園などにおいても思いやりの心を育むユニバーサルデザインの教育を推進していくことが必要です。

5 - 2 岩倉市ユニバーサルデザイン振興指針の見直し

(1) 市民ニーズの把握

効率的にユニバーサルデザインを振興していくためには、市民との連携により積極的な対話を図り、その情報を共有できるよう努め、更なる市民ニーズなどを的確に捉えていくことが必要です。

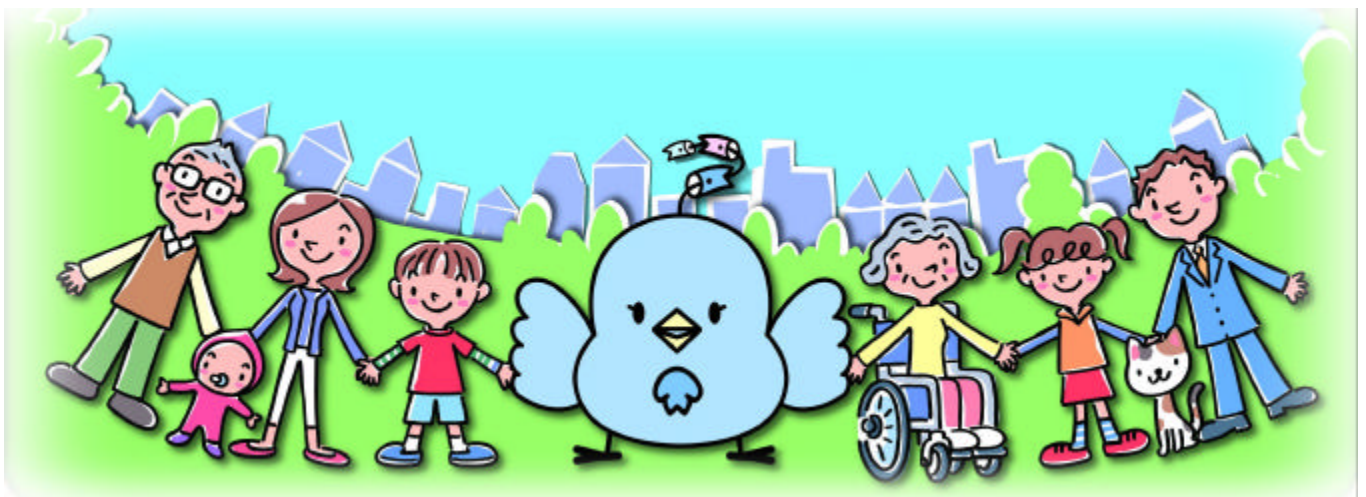
(2) 指針の見直し

この指針は、岩倉に住む人たちがこんなまちにしたいという共通の思いであるまちづくり理念に向かって、ユニバーサルデザインをさまざまな分野で取り入れながらまちづくりをして行こうとするものです。

すべての人にやさしいまちづくりは永遠のテーマであり、どこまでやっても完結することがありません。このテーマに向かって進めていくためには、高齢者や障害者に限らず、少しでも多くの人々が利用しやすいよう、ユニバーサルデザインによる取り組みをひとつずつ確実に実践し、必要に応じ評価・検証を行っていくことが大切です。また、それぞれの時代に適合した指針であるためには、より多くの方の意見や提言を基に市民の皆さんと話し合いながら、今後の市民意識や社会・経済情勢、技術の進歩などを考慮し、必要な時期に見直しを図っていくことが必要です。

岩倉市では、思いやりのデザインを大切な視点と位置づけ、ユニバーサルデザインのまちづくりを実践していきます。

そして、いつしかユニバーサルデザインという言葉さえ必要のない、住む人にも、訪れる人にも快適な、『お互いを思いやり、すべての人が安全で安心して暮らせる心豊かなまち いわくら』を目指します。



岩倉市ユニバーサルデザイン振興指針

発行年月 2004年(平成16年)4月
発行 岩倉市
編集 岩倉市総務部企画課
〒482-8686 愛知県岩倉市栄町一丁目66番地
【TEL】(0587)66-1111(代表)(0587)38-5802(直通)
【FAX】(0587)38-2471
【ホームページアドレス】<http://www.city.iwakura.aichi.jp/>
【メールアドレス】koho.prsec@city.iwakura.aichi.jp



古紙配合率100%再生紙を使用しています